

国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 評価項目及び重点化対象項目の考え方

事項	中期目標 該当項目	評価項目	令和元年度	令和2年度 (自己評価)	項目別 調書No.	重要度	難易度	重点化 項目	重点化理由
国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	第3・1(1)	自立支援のための取組	B	B	1-1	○	○	○	<p><施設入所利用者の地域移行の推進></p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者が地域で日常生活又は社会生活を営むことができるように支援することは、障害者総合支援法の基本理念にも明記されている。のぞみの園は、国で唯一、独立行政法人として運営する重度の知的障害者総合施設であり、先導的に取り組む役割を担っているため、引き続き、施設入所利用者の地域移行を推進することは重要度が高い。 ・加齢に伴い、機能低下・重症化が顕著である入所者が増加しており、これらの者には、常時医療的支援が必要となるなど、特別な支援が必要な者も多く、受入れ可能な移行先事業所が限定されることから、難易度が高い。
	第3・1(2)								<p><著しい行動障害を有する者等への支援></p> <ul style="list-style-type: none"> ・著しい行動障害を有する者等は、重度の知的障害者であり支援が難しく、地域での受け入れに当たり課題を抱えていることが多い場合があることから、地域での支援が進むようにモデル的支援の構築が必要である。モデル的支援を構築し普及することによって、障害の程度によらず、障害者が地域で日常生活又は社会生活を営むことができるように支援することは、重要度が高い。 ・これまでのぞみの園が行ってきた取組状況によると、著しい行動障害等を有する者については、地域で受け入れる施設等がないケースや、受け入れてはいるものの今後の支援方針が定まらず支援者が疲弊しているケースが多く、支援が困難となっている。また、矯正施設を退所した知的障害者は、知的障害のみならず、発達障害、精神障害を併せ持つなど、複雑で多岐にわたる課題を抱えているため、きめ細かな支援が必要なケースが多く、その支援にあたっては、福祉サービスだけでなく、刑務所、保護観察所、保護司及び地域生活定着支援センター等の関係機関等との連携が必要となる。さらに、その対応については医療・福祉の両面から支援をすることが必要であり、本人の特性を考慮した個別対応をはじめ、期間を設定して課題を整理・改善し、地域での生活を実現させることは多くの困難が想定される。このため、難易度が高い。 <p>※「高齢の施設入所利用者に対する支援」については、重要度及び難易度を設定していない。</p>
	第3・1(3)								
	第3・2	調査・研究	A	A	1-2	○	—	○	<p><調査・研究></p> <ul style="list-style-type: none"> ・のぞみの園のフィールドを活用した調査・研究の成果を全国の知的障害関係施設等に普及することは、障害者支援の質の底上げに資するため、重要度が高い。
	第3・3	養成・研修	C	B	1-3	—	—		
	第3・4	援助・助言	A	B	1-4	○	—	○	<p><援助・助言></p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国の知的障害関係施設等においては、障害者の支援ニーズが多様化する中、個々の機関で課題を解決することが困難な場合があり、現に、関係機関、病院等からの問い合わせが増加している。こうした事態に対処するため、豊富な知見を有するのぞみの園による援助・助言を行うことは重要。また、こうした取組は、障害者支援の質の向上、人材の養成にもつながることから、その果たす役割は重要。
	第3・5	その他の業務	B	B	1-5	—	—	—	
業務運営の効率化に関する事項	第4	業務運営の効率化に関する事項	B	B	2-1	—	—	—	
財務内容の改善に関する事項	第5	財務内容の改善に関する事項	B	B	3-1	—	—	—	
その他業務運営に関する重要事項	第6	その他業務運営に関する重要事項	B	B	4-1	—	—	—	
総合評定	—	—	B	B	—	—	—	—	